

○木曾広域連合スポーツ振興基金の管理及び運営に関する規則

〔平成12年3月9日〕
規則第3号

改正 平成13年3月5日 規則第8号 | 平成19年3月20日 規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、木曾広域連合スポーツ振興基金の設置及び管理運営に関する条例（平成12年条例第9号。以下「条例」という。）に基づき、スポーツ振興基金（以下「基金」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

(基金運営審査会)

第2条 基金運営審査会（以下「審査会」という。）の委員は、15名以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから木曾広域連合長が委嘱する。

- (1) 木曾広域連合担当副連合長
- (2) スポーツ団体の代表及び指導者
- (3) 教育機関の代表
- (4) P.T.Aの代表
- (5) 保護者代表
- (6) その他、本基金の目的に賛同し、積極的に活動に参加する意志のある者

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第3条 審査会に委員長をおき、委員の中から互選する。

2 委員長は審査会の会務を総理する

第4条 副委員長は、委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はこれを代理する。

第5条 監査役は、木曾広域連合会計管理者をもってこれに当てる。

2 監査役は、本会の経理の一切を監査し、総会においてこれを報告する。

(事務局)

第6条 本会に事務局を設置し、以下の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 出納員 1名
- (3) 補助職員 若干名

第7条 事務局長は、事務局の事務を統括する。

- 2 出納員は、基金の管理及び出納に当たる。
- 3 補助職員は、事務局長の命を受け、実務を担当する。

(活動)

第 8 条 審査会は、条例第 2 条に定める目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 住民への広報活動
 - (2) 基金の原資の確保
 - (3) 支援及び実績に関する審査
- 2 審査会は、全国大会並びに海外等における各種のスポーツ大会に参加しようとする個人または、団体についてその派遣旅費等の一部を支援するために、公平かつ公正に審査を行い、木曽広域連合正副連合長会議（以下「正副連合長会議」という。）に諮問しなければならない。
 - 3 前項に規定する支援の申請、決定及び交付の手続きに関しては、別に要綱でこれを定める。

(総会及び報告)

第 9 条 審査会は年に一度総会を開催し、活動状況を取りまとめて正副連合長会議に報告するとともに、地域住民に対してこれを公表しなければならない。

- 2 前項に定める公表に際し、審査会は、最近 2 年の寄付金者に対しては、書面を持ってこれを報告するものとする。

(寄付)

第 10 条 寄付者とその寄付額は、寄付金台帳に記録される

(解散)

第 11 条 審査会は、基金設置の目的が達成されたものと判断した場合は、正副連合長会議に対して、その旨具申することができる。

- 2 解散した場合の基金の残金は、木曽広域連合の一般会計にこれを繰り入れる。

(委任)

第 12 条 条例及び規則並びに規則第 8 条第 3 項の規定により定める要綱に定めのあるもののほか、必要な事項は審査会において協議する。

- 2 前項に定める協議事項が重要なものである場合は、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とするものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 5 日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 20 日規則第 6 号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。